

事務次長	確認者	担当者

被扶養者申告書

組合員証 記号番号 (6桁)	公立神奈川						所属コード(4桁)					組合員提出年月日	年	月	日								
							所属所名					所属所受理年月日	年	月	日								
組合員氏名							〒	-				申告の理由	← 該当する番号を記入して下さい。										
生年月日	S	年	月	日	組合員住所						1 一般認定(新たに被扶養者の要件を備えた) 2 取消(被扶養者がその要件を欠くに至った) 3 継続認定(被扶養者の認定を継続する) 4 特別認定(新たに被扶養者の要件を備えた)												
被扶養者の氏名 ※ 楷書体で丁寧に記入	本人との 続柄	被扶養者の生年月日	同居・ 別居	被扶 養者 票 (注1)	被扶養者の住所				被扶養者の要件を備え または欠くに至った 年月日及びその理由 ※ 具体的に記入	被扶養者の 年間所 得推計額	取消の み被扶 養者証 等添付 (注3)	扶養手当支給 ※「有」の場合 押印給与事務担 当者の証明印 (注4)	【共済組合使用欄】 判定および理由										
カナ)	性別	S H 年 月 日	同 ・ 別 居	国内 ・ 国外	〒				年 月 日	円	有 ・ 無	有 ・ 無	㊟	年 月 日									
		被扶養者のマイナンバー(注2)													円	有 ・ 無	有 ・ 無	㊟	認定・取消・継続認定				
カナ)	性別	S H 年 月 日	同 ・ 別 居	国内 ・ 国外	〒				年 月 日	円	有 ・ 無	有 ・ 無	㊟	年 月 日									
		被扶養者のマイナンバー(注2)													円	有 ・ 無	有 ・ 無	㊟	認定・取消・継続認定				
カナ)	性別	S H 年 月 日	同 ・ 別 居	国内 ・ 国外	〒				年 月 日	円	有 ・ 無	有 ・ 無	㊟	年 月 日									
		被扶養者のマイナンバー(注2)													円	有 ・ 無	有 ・ 無	㊟	認定・取消・継続認定				
扶養手当の支給の状況(注5)																年	月	分	まで扶養手当を支給	㊟	(給与事務担当者の印)		
																※ 一般認定者の取消および前年度末まで一般認定であった特別認定者の取消、または、継続認定する場合は記入・押印							
上記のとおり申請します。																							
公立学校共済組合神奈川支部長 殿																							
年 月 日																							
申告者 組合員氏名 ㊟																							

- ・ 認定の場合は、事由発生日より30日以内に所属所に届け出てください。
- ・ 一般認定とは、扶養手当を支給されている者(収入が年額130万円未満、月額108,334円未満、日額3,612円未満)です。
- ・ 被扶養者を取消す場合は、取消される者の「組合員被扶養者証」を必ず添付してください。
- ・ 共済組合の受付印が押印された所属所控えが必要な場合は、提出する際にコピーを取って2部提出してください。

- 注1 海外居住により、住民票が国内にない者および生活基盤が海外にある者は認定できません。
(留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等を除く)
- 注2 マイナンバー(個人番号)は、通知カードや個人番号カード、住民票等を確認のうえ記入してください。
提出時にマイナンバーが記入できない場合は、「個人番号記入様式(登録・訂正)」(給付様式第12-1)により後日提出してください。
- 注3 取消する被扶養者の被扶養者証を紛失した場合は、「組合員証等紛失届書」(給付様式第3-3)を提出してください。
- 注4 一般認定の場合は、給与事務担当者の証明印が必要です。県立学校は学校事務センターで証明を受けてください。
県機関(県立学校を除く)は認定を受けた「扶養親族届」を添付してください。
ただし、県機関(県立学校を除く)で、扶養手当の支給を受けている者が22歳年度末に支給対象外となる場合は、扶養手当の支給終了の翌年度4月分の給与明細書写しを添付してください。
- 注5 扶養手当の支給を受けている者および前年度末まで扶養手当の支給を受けていた者の取消、または、継続認定をする場合は、扶養手当の支給の終期を記入のうえ、給与事務担当者の証明印を受けてください。
県立学校は学校事務センターで証明印を受けてください。

所属所文書受付印

共済組合文書受付印

<提出先・問合せ先>
〒231-8309 横浜市中区日本大通33
公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
電話 (045)210-8179

【認定の場合・記入例】

※共済組合使用欄

事務次長	確認者	担当者

被扶養者申告書

組合員証 記号番号 (6桁)	公立神奈川	1 2 3 4 5 6	所属コード (4桁)	0 0 0 0	〇〇市立〇〇〇〇学校	組合員提出年月日	〇 年 4 月 〇 日	
			所属所名			所属所受理年月日	〇 年 4 月 〇 日	
組合員氏名	神奈川 太郎		所属所電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		申告の理由	1	
生年月日	S	〇〇	年	〇	月	〇	日	
	H	〇〇	年	〇	月	〇	日	
組合員住所	横浜市中区〇〇〇3-2-1-101						扶養手当支給 ※「有」の場合 押印給与事務担 当者の証明印 (注4)	【共済組合使用欄】 判定および理由
被扶養者 ※ 楷書体で	この記載を元に被扶養者 証を発行するため、楷書体 で丁寧に記入してください。		提出時に個人番号(マイナンバー)の記載 が間に合わない場合は「個人番号記入様式 (登録・訂正)」により後日提出してくだ さい。		扶養手当は必ず確認して記入 してください。一般認定の要 件の方で扶養手当が不支給と なる場合は、認定できません。		1 一般認定(新たに被扶養者として認定) 2 取消(被扶養者が継続認定(被扶養者として認定)を失った) 3 継続認定(被扶養者として認定) 4 特別認定(新たに被扶養者として認定)	
カナ) カナガワ ハナコ	配偶者	〇	年	〇	月	〇	日	
神奈川 花子	男(女)	R	別	国内	同上	組合員採用	30万	
							有・無	
							有(無)	
							山(山)	
							認定	
カナ) カナガワ コタロウ	子	S	年	〇	月	〇	日	
神奈川 小太郎	男(女)	R	別	国内	同上	組合員採用	0	
							有・無	
							有(無)	
							山(山)	
							認定・取消・継続認定	
カナ) カナガワ キョウコ	母	S	年	〇	月	〇	日	
神奈川 共子	男(女)	R	別	国内	東京都〇区〇〇〇1-2-〇	組合員採用	150万	
							有・無	
							有(無)	
							山(山)	
							認定	
扶養手当の支給の状況(注5)								
年 月分まで扶養手当を支給 (給与事務担当者の印)								
※ 一般認定者の取消および前年度末まで一般認定であった特別認定者の取消、または、継続認定する場合は記入・押印								
上記のとおり申請します。								
公立学校共済組合神奈川支部長 殿								
令和 〇 年 〇 月 〇 日								
申告者 組合員氏名 神奈川 太郎								
押印を忘れずに								

政令市の場合は
共済所属コードを
記入してください。

一般認定は「1」
継続は「3」
特別認定は「4」を
記入してください。

この記載を元に被扶養者
証を発行するため、楷書体
で丁寧に記入してください。

提出時に個人番号(マイナンバー)の記載
が間に合わない場合は「個人番号記入様式
(登録・訂正)」により後日提出してくだ
さい。

扶養手当は必ず確認して記入
してください。一般認定の要
件の方で扶養手当が不支給と
なる場合は、認定できません。

一般認定の場合は
押印してください。
添付書類が必要な
場合があります

出生、結婚、退職、
収入減少、雇用保
険受給終了・組合
員採用・他共済・他
支部からの転入等

特別認定の場合は
押印しないでください。
添付書類が必要です。

事由発生前の申請は行えません。
各日付に注意してください。

- ・ 認定の場合は、事由発生日より30日以内に所属機関へ提出してください。
- ・ 一般認定とは、扶養手当を支給されている者(収入が年額130万円未満、月額108,334円未満、日額3,612円未満)です。
- ・ 被扶養者を取消す場合は、取消される者の「組合員被扶養者証」を必ず添付してください。
- ・ 共済組合の受付印が押印された所属所控えが必要な場合は、提出する際にコピーを取って2部提出してください。

- 注1 海外居住により、住民票が国内にない者および生活基盤が海外にある者は認定できません。(留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等を除く)
- 注2 マイナンバー(個人番号)は、通知カードや個人番号カード、住民票等を確認のうえ記入してください。提出時にマイナンバーが記入できない場合は、「個人番号記入様式(登録・訂正)」(給付様式第12-1)を提出してください。
- 注3 取消する被扶養者の被扶養者証を紛失した場合は、「組合員証等紛失届書」(給付様式第3-3)を提出してください。
- 注4 一般認定の場合は、給与事務担当者の証明印が必要です。県立学校は学校事務センターで証明を受け、県機関(県立学校を除く)は認定を受けた「扶養親族届」を添付してください。ただし、県機関(県立学校を除く)で、扶養手当の支給を受けている者が22歳年度末に支給対象外となる場合は、扶養手当の支給終了の翌年度4月分の給与明細書写しを添付してください。
- 注5 扶養手当の支給を受けている者および前年度末まで扶養手当の支給を受けていた者の取消、または、継続認定をする場合は、扶養手当の支給の終期を記入のうえ、給与事務担当者の証明印を受けてください。県立学校は学校事務センターで証明印を受けてください。

所属所文書受付印

〇〇市立
〇〇〇〇学校
〇〇年4月〇日
收受印

共済組合文書受付印

所属所で記載内容や
添付書類を確認し、
所属所の文書受付印
を押印してください。

<提出先・問合せ先>
〒231-8309 横浜市中区日本大通33
公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
電話 (045) 210-8179

